

別表（第2条関係）

補助事業名	設備補助						
補助事業の目的	企業が県内に立地する際の設備投資に係る初期コストを軽減することで、産業立地を促進し、産業の活性化、及び新たな雇用の創出を実現する。						
補助事業の対象となる者	<p>1 立地促進事業（通常分）</p> <p>産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）第2条で定める立地促進事業（当該事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が下表に定める金額以上のものに限る。）を行う者であって、かつ以下の（1）から（4）のいずれかの要件を満たす者</p> <p>（1）土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業に係る建物の建設に着手する者</p> <p>（2）既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業を開始又は当該建物の改修に着手する者</p> <p>（3）建物を賃借する者で、当該建物の賃借開始後1年（当該建物の賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内に当該事業を開始又は当該建物の改修に着手する者</p> <p>（4）既に県内に立地している者であって、既存敷地において新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きく転換するなど当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。）を行う者</p> <p>2 重点立地促進事業等</p> <p>条例第2条第2号から第5号で定める重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業、サプライチェーン対策事業又は産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則第2条第1項第2号で定める立地促進事業（当該事業に係る投資額が下表に定める金額以上のものに限る。）を行い、かつ1（1）から（3）のいずれかの要件に該当する者、若しくは既に県内に立地している者であって、既存敷地において当該事業を行う者</p> <table border="1" data-bbox="472 1805 778 1966"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>20 億円</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>1 億円</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	金 額	大企業	20 億円	中小企業	1 億円
対 象	金 額						
大企業	20 億円						
中小企業	1 億円						

補助事業の対象となる経費	立地促進事業確認を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が、県内において行う立地促進事業に必要な建物の建設、設備の導入に係る経費（生産施設、本社事業所、試験研究施設又はこれらの附帯施設に係るものに限る）。ただし、賃借料及び手数料は除く。													
補助率	<table border="1" data-bbox="472 383 1396 813"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 383 1235 439">区分</th> <th data-bbox="1235 383 1396 439">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 439 1235 495">重点立地促進事業（水素関連）</td> <td data-bbox="1235 439 1396 495">10%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 495 1235 551">重点立地促進事業（水素関連以外）</td> <td data-bbox="1235 495 1396 551">7%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 551 1235 607">本社機能立地事業</td> <td data-bbox="1235 551 1396 757" rowspan="3">5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 607 1235 663">試験研究施設立地事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 663 1235 719">サプライチェーン対策事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 719 1235 775">上記以外で、かつ投資促進地域内で実施する立地促進事業</td> <td data-bbox="1235 719 1396 775" rowspan="2">3%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 775 1235 813">上記以外の立地促進事業</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	重点立地促進事業（水素関連）	10%	重点立地促進事業（水素関連以外）	7%	本社機能立地事業	5%	試験研究施設立地事業	サプライチェーン対策事業	上記以外で、かつ投資促進地域内で実施する立地促進事業	3%	上記以外の立地促進事業
区分	補助率													
重点立地促進事業（水素関連）	10%													
重点立地促進事業（水素関連以外）	7%													
本社機能立地事業	5%													
試験研究施設立地事業														
サプライチェーン対策事業														
上記以外で、かつ投資促進地域内で実施する立地促進事業	3%													
上記以外の立地促進事業														
補助金の額	<p>立地促進事業に係る投資額（土地を除く。）に上記「補助率」欄の表に掲げる各区分に応じた補助率を乗じた金額以内。</p> <p>100億円を限度とし、サプライチェーン対策事業以外の立地促進事業については、当該設備等に対して国等（県内市町を除く。）からの補助がある場合は、当該補助と併せて上記「補助率」欄の表に掲げる各区分に応じた補助率を乗じた金額以内とする。</p> <p>ただし、知事が特に産業の活性化及び新たな雇用の創出に寄与すると認める場合はこの限りでない。</p> <p><分割交付について></p> <p>原則10年均等分割とする（単年度10億円以内）。</p> <p>ただし、補助総額が1億円以上5億円未満の場合は5年分割、1億円未満の場合は、一括交付とする。</p> <p>なお、補助対象施設等を休止し、又は廃止（主な設備の撤去等を含む）したときは、県が認める範囲内で、休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付は行わないことができる。</p> <p>また、同一企業の複数工場への支払いが同時に発生する場合は、原則一企業あたり、単年度15億円以内とする。</p>													
適用除外する条項	—													
その他の事項	申請等の書類は全て日本語で作成すること。													

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条第2項	(添付書類) ・施設概要説明書(別記1) ・投資額を確認する書類(写)(領収書、振込依頼書等)
	(指定期日) 補助対象施設の操業開始後6ヶ月以内
第13条第1項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)予定日の30日前まで
第13条第2項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)日から2週間以内